

沼津市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、令和5年度公の施設の指定管理者監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年1月25日

沼津市監査委員 間野吉幸
同 大川正博
同 加藤明子

沼 津 市 監 査 第 7 1 号
令 和 6 年 1 月 25 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員 間 野 吉 幸
同 大 川 正 博
同 加 藤 明 子

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 監 査 の 種 別

公の施設の指定管理者監査

2 監 査 の 対 象

施 設 名 沼津市立あしたか学園
所管課名 市民福祉部こども家庭課
指定管理者名 社会福祉法人輝望会

3 監 査 の 範 囲

公の施設の指定管理者の当該指定管理業務に係る令和 4 年度の収入支出その他の事務の執行状況

4 監 査 の 期 間

令和 5 年 10 月 2 日から令和 6 年 1 月 24 日まで

5 監 査 の 方 法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から提出された諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、関係者から説明を受けた。

6 監査の結果

指定管理者については、公の施設をおおむね適正に管理されているものと認められた。
また、収入支出及びその他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

監査の概要は、次のとおりである。

[監査の概要]

社会福祉法人輝望会

1 監査の種別

公の施設の指定管理者監査

(沼津市立あしたか学園の指定管理者)

2 施設の概要

本施設は、児童福祉法第42条に規定される福祉型障害児入所施設であり、学齢期から18歳までの在学している児童・生徒を対象としている。施設は、集団生活を通じての基本的な生活習慣の確立、社会的自立を目指し必要な援助を行うことを目的として昭和40年に設置された。現施設は平成5年に建設され30年が経過していることから、施設・設備の老朽化が進んでおり突発的な修繕や大規模な改修が必要となっている。

運営については平成20年度から指定管理者制度を導入し、市と指定管理者が役割分担をしながら施設の管理運営を行っている。

現在は、社会福祉法人輝望会が引き続き指定管理者（指定期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで）として民間ならではの柔軟な対応や創意工夫にあふれた施設運営とサービスを提供し、管理運営を行っている。

3 指定管理に係る収入支出の執行状況（令和4年度）

収入支出の執行状況等は以下のとおりである。

前年度繰越額	収入合計	支出合計	収支差引額	翌年度繰越額
41,441,770円	209,453,316円	197,791,805円	11,661,511円	53,103,281円

収入の主なものは、障害福祉サービス等事業収入207,556千円である。

支出の主なものは、人件費支出147,024千円である。

4 業務の実施状況

指定管理業務の内容は、児童福祉法、沼津市立障害児入所施設条例、基本協定書等に基づく管理運営業務であり、入所児童の直接処遇に関する業務、施設・設備等の維持管理に関する業務である。

沼津市立あしたか学園の運営状況であるが、令和4年度の施設の延べ利用者数は460人で、収支の差引額は11,662千円のプラスであった。

当該施設は主に市受託金収入により運営しており、人件費、事業費及び事務費の支出は、ほぼ市からの指定管理料によって賄われている。

令和4年度に実施された年度モニタリングの評価は、おおむね高評価であり、モニタリングでの市との確認及び合意事項については適宜対応されている。利用者が安全安心な生活を送れる施設として、適切に管理運営されていることが伺える。

今後とも、利用者が安心と信頼感に満ちた生活確立し、規律正しい生活を通じて社会生活に適応できる能力を育成する施設として運営が行われるよう取り組まれない。

指定管理業務についてはおおむね適正に実施されているものと認められたが、注意事項を以下に述べる。

(1) 注意事項

ア 事業計画書の提出時期について

基本協定書の第17条には、翌年度の事業計画書を各年度の2月末までに提出し、市の承認を得なければならないこととなっているが、令和5年度の事業計画の提出は令和5年3月29日付けとなっていた。指定管理者の選定時期の影響であるとのことであるが、基本協定書に定める取扱いに努められたい。

イ 小口現金の精算について

社会福祉法人輝望会経理規程の第28条に小口現金について規定しており、毎月末日及び不足の都度精算を行い、精算時に主要簿への記帳を行うとあるが、実際には毎月初めに精算している。経理規程に基づく取扱いをされたい。

ウ 支出の手続について

出納帳において、過年度の支払いに係る帳票が添付され、当年度に現金支出して記帳している事案があった。決算整理として適切でないため改善されたい。

エ 自家用車両の業務使用について

職員自家用通勤車両管理規程第13条に自家用車両を業務に使用して事故が発生した場合の自動車保険の利用について規定している。職員が個人で加入している保険の使用目的によっては、自家用車両の業務使用が多くなった場合に保険金が支払われない可能性があるため、業務使用の状況には注意するよう努められたい。